

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 平成三十年度准看護師試験の実施
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 知事指定薬物の指定の失効
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

### 【公告】

- 随意契約の相手方の決定
  - 道路の位置の指定
  - 落札者等の決定
- 【人事委員会】**
- 平成三十年度身体障害者を対象とする岡山県警察行政職員採用試験の実施

環境管理課

医療推進課

健康推進課

〃

医薬安全課

港湾課

災害廃棄物対策室

建築指導課

警察本部会計課

人事委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 蒜山酪農農業協同組合

住 所 真庭市蒜山中福田958

氏 名 代表理事組合長 長恒 充

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 蒜山酪農農業協同組合 生乳加工施設

所在地 真庭市蒜山中福田958

# 平成30年11月27日 岡山県公報 第12046号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止	
種	類	2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (ローリーCIP洗浄施設)		2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (温水タンク)		2-イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (DY殺菌冷却タンク (2基))	
能	力	6,000L/時		900L/回		800L/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		既設		同左		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続2時間		同左		断続8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	3	0.5	0.9	0	5.4
	p H	10	11	7	8	同左	
	BOD (mg/L)	3,500	4,000	2,500	3,000		
	COD (mg/L)	2,000	2,500	1,500	1,800		
	S S (mg/L)	500	600	同左			
	油 分 (mg/L)	50	80	500	700		
	T-N (mg/L)	200	250	120	150		
	T-P (mg/L)	30	35	20	25		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年11月27日 岡山県公報 第12046号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	牛乳工場廃水処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	生物処理方式				同左				
構 造	半地下式コンクリート造				同左				
主 要 寸 法	W16,400m×L16,800m×H5,750m				同左				
能 力	266m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	接触酸化法				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	230	266	230	266	同左			
	p H	8~9	8~9	6~8	6~8				
	B O D (mg/L)	800	1,000	12	18				
	C O D (mg/L)	500	650	12	18				
	S S (mg/L)	200	250	12	18				
	油 分 (mg/L)	200	250	3	5				
	T - N (mg/L)	55	70	20	25				
	T - P (mg/L)	8	10	2	3				
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	0	0	無数				

# 平成30年11月27日 岡山県公報 第12046号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	230	266	同左	
p H	6~8	6~8		
BOD (mg/L)	12	18		
COD (mg/L)	12	18		
S S (mg/L)	12	18		
油分 (mg/L)	3	5		
T-N (mg/L)	20	25		
T-P (mg/L)	2	3		
大腸菌群数 (個/cm <sup>l</sup> )	0	0	0	<3,000

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年11月27日から同年12月18日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び真庭市役所

◎岡山県告示第五百九十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、平成三十年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成三十一年二月八日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵団四番三九号）

三 受験願書の提出期間

平成三十一年一月四日（金曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による送付の場合は、平成三十一年一月十一日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十一年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成三十一年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国

において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認めたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇―八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による送付の場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、平成三十一年三月二十九日（金曜日）午後五時十五分までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動を確認することができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身像であつて、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課看護・試験班において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納入すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

- 1 人体の仕組みと働き
- 2 食生活と栄養
- 3 薬物と看護
- 4 疾病の成り立ち
- 5 感染と予防
- 6 看護と倫理
- 7 患者の心理
- 8 保健医療福祉の仕組み
- 9 看護と法律
- 10 基礎看護
- 11 成人看護
- 12 老年看護
- 13 母子看護
- 14 精神看護

九 試験方法

筆記試験（四肢択一式）

十 合格発表の日時及び場所

平成三十一年三月八日（金曜日）午前九時

岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ及び同課前において発表する。

十一 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付する。

十二 受験願書の請求その他

- 1 郵送による受験願書の請求は、岡山県保健福祉部医療推進課へ返送料を添えて請求すること。
- 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成三十一年一月十一日（金曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 3 その他受験について詳しいことは、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六一二二六―七三二三）へ問い合わせること。



◎岡山県告示第六百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

ウイズ薬局児島店

倉敷市児島味野一―一―九

平成三十年十一月五日

◎岡山県告示第六百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
やたの薬局	医療機関の所在地	倉敷市真備町箭田一二二八―四	倉敷市真備町箭田三七六三	平成三十年十月一日

◎岡山県告示第六百二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N－エチル－（三－フルオロフェニル）プロパン－ニアミン（通称名三－FEA、三－fluoroethamphetamine）及びその塩類
- 2 N－エチル－（四－フルオロフェニル）プロパン－ニアミン（通称名四－FEA、四－fluoroethamphetamine）及びその塩類
- 3 N－フェニル－「－」（二－フェニルエチル）ピペリジン－四－イル「シクロパンカルボキサミド（通称名Cyclopropylfentanyl）」及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成三十年十一月二十四日

平成30年11月27日 岡山県公報 第12046号

◎岡山県告示第六百三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 青	一台	不明
二六インチ 黒	一台	岡山B七八三〇九
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 黒	一台	北一B六四九二二香川
二六インチ 黒	一台	倉敷J六一一九三
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 紫	一台	不明
二六インチ 銀	一台	岡のA二九五四一
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 銀	一台	玉野A三六九六
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 白	一台	玉野A〇四二九五
二六インチ 青	一台	七〇一〇〇三六五二〇
二六インチ 紫	一台	玉野A三五七三三
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 青	一台	玉野H〇二八六一
二六インチ 白	一台	岡山西J四八五二一
二六インチ 銀	一台	玉野A二四〇二七

二六インチ 白	二六インチ 紫	二六インチ 黄	二六インチ 黒	二六インチ 青	二六インチ 黄	二六インチ 白	二六インチ 白	二六インチ 白	二六インチ 緑
一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台
玉野A五七二六五四	玉野H〇九二八五	不明	玉野H〇八二五四	玉野A二三一六八	不明	不明	玉野H〇二四八四	玉野H〇七六一九	玉野H〇七一八一

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年五月十七日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三一三一―三二二一

〔五四八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称  
岡山県災害廃棄物処理監理業務
- 二 契約期間  
平成三十年十一月九日から平成三十二年六月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県環境文化循環型社会推進課災害廃棄物対策室  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成三十年十一月九日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社建設技術研究所岡山事務所  
岡山市北区柳町一―一―
- 六 契約金額  
九九、九〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、四〇〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に  
該当するため

平成30年11月27日 岡山県公報 第12046号

〔五四九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三〇号 平成三十年十一月 十六日	都窪郡早島町前潟字屋敷割一三九番 四、一三六番一、一三六番一〇、一 三六番一二、一三六番一三、一三九 番七	四・〇〇	二九・九三

# 平成30年11月27日 岡山県公報 第12046号

〔五五〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

無停電電源装置（C V C F） 一式

二 借入期間

平成三十一年三月一日から平成三十八年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年十一月一日

五 落札者の氏名及び住所

S F I リーシング株式会社

東京都千代田区一ツ橋二丁目一番一号

六 落札金額

一月当たり七五六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五六、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年九月十四日



◎岡山県人事委員会公示第九号

平成三十年度身体障害者を対象とする岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年十一月二十七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県警察行政職員	二名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

- (1) 昭和六十三年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者
  - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
- (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行

う。

(2) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

(3) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

2 第二次試験

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
平成三十一年一月二十日(日曜日)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

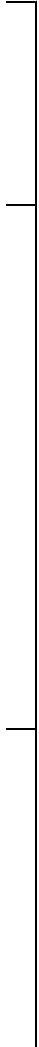
試験の期日	試験会場
平成三十一年二月十七日(日曜日)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の決定

第一次試験の合格者は、三一の各試験種目の合計得点により決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、三二の試験種目の得点順に決定する。

六 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。



区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成三十一年一月三十日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	平成三十一年二月二十八日(木曜日)	合格者の受験番号

七 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。

2 給与

- (1) 平成三十年四月採用者(新卒者)の給料月額は一五五、〇〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

八 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課(岡山市北区内山下二丁目四番六号)に提出すること。

- 2 受験申込書は、平成三十年十一月二十七日(火曜日)から平成三十一年一月七日(月曜日)までの期間中(岡山県の休日を除く)、八時三十分から十七時十五分まで、第一条第一項に規定する県の休日を除く。)、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、簡易書留郵便によることとし、平成三十一年一月七日(月曜日)必着とする。

- 3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年十一月二十七日(火曜日)から同年十二月二十五日(火曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

九 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 七1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。